

参議院農林水産委員会會議録第二十七号

昭和三十九年四月二十一日(火曜日)
午前十時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君
理事 梶原 茂嘉君
櫻井 志郎君
森 八三三君
渡辺 勸吉君
北條 尚八君
委員 木島 義夫君
北口 龍徳君
仲原 善一君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
森部 隆輔君
山崎 齊君
小宮市太郎君
矢山 有作君
牛田 寛君
高山 恒雄君

政府委員

農林政務次官 松野 孝一君
農林大臣官房長 中西 一郎君
林野庁長官 田中 重五君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

林野庁指導 森田 進君
部長

○保安林整備臨時措置法の一部を改正
本日の會議に付した案件

する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を開きます。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は御発言願います。

○山崎齊君 保安林整備臨時措置法も十年を経過して、新たに期間を延長しようという法律改正が出たわけでございますが、この整備の臨時措置法も、昭和二十八年に大水害が起こりました、これを契機として、同年の七月に閣議決定に基づいて治山治水緊急対策協議会が設置せられて、その協議会でいろいろと審議の結果、二十八年度の十月に治山治水基本対策案が決定せられ、これをもとにして保安林整備臨時措置法もつくられたというふうな経緯になっておるわけであります。それで、二十九年からちょうど十年を過ぎたわけでありまして、この治山治水緊急対策案で計画されました具体的な内容というものと、これをもとにして、自後の十年間にいろいろと実施をした成果というものを対照してみると、いうことも非常に大きい意義があるように思うのでございます。

で、治山治水緊急対策案で決定されました具体的な内容のおもなものは、第一が治山事業でございまして、二十八年にございました荒廃林野と、荒廃地に移ろうとする林野のうちで、公益

上重要なもの三十六万町歩について、復旧工事と防を止行なう。しかもこのうちで、重要地域については七カ年で終了するという計画になっているのでございます。また、保安林の整備拡充につきましては、その保安林の配備については、重要水源地域について、昭和二十九年以降三カ年以内に六十六万町歩、その他の地域については、四カ年以内に二十六万町歩、合計九十二万町歩の保安林を新たに設定するということ、それから保安林の管理につきましては、保安林管理実行計画を樹立して、監視員制度を設けるということ、それから重要水源地域にある公益上重要な保安林については、国が買い上げるということ、それから民有保安林に対する適正な補償制度を確立するというようなことを中心にして、この基本対策案ができていまして、昭和二十九年度から三十八年度までの十年間に実施した実績というものを、まずひとつ御説明願いたいと思いま

す。

○政府委員(田中重五君) 治山治水緊急対策案に基づきます治山事業計画は、いまお話をございましたように山くずれ、あるいははげ山、地すべり、そういう荒廃林野、それから荒廃に移行しようとする林野、そのうちで、特に公益上重要なもの三十六万町歩につきまして、その荒廃の復旧、それからその防止、これを行なうことを主たる目的とするものでございました。

そこで、その実績はどのようなになったかという御質問でございますが、昭和三十八年度までの実績といたしましては、崩壊地の復旧が十一万五千ヘクタールでございます。それからはげ山の復旧が約八千ヘクタールでございます。それから地すべり、これの復旧が約三千ヘクタール、合計いたしまして十二万七千ヘクタール程度を復旧をいたしましたわけでございますが、なおその荒廃の防止といたしましては、荒廃危険地の荒廃予防等を含めまして一万七千ヘクタール、合計十四万五千ヘクタールを復旧並びに予防をいたしたわけでございます。

○山崎齊君 そうしますと、計画の三十六万町歩に対して十四万五千と、実績は十カ年間に四割程度の成果しか達成されていらないということになるわけで、また、その間に、昭和二十九年度から三十八年度までの間に、風水害等の関係で、新たに発生した荒廃地というものが、林野庁の調査では十一万七千町歩でございましたという現実から見ますと、流域ごとに復旧されたところはほとんどに達してございまして、差し引きすると、十年間に、国全体の立場から見れば、三万町歩の荒廃地が減ったというに過ぎない結果になるわけでございまして、治山事業というものの進捗が非常によくないということはまことに残念に思うのでございます。こういうふうな事態に対処いたしました治山治水の緊急措置法とい

う単独立法がございまして、この緊急措置法によって今後治山事業をしていこうということになったのでございまして、この三十五年度から出発の緊急措置法は、閣議決定のもとにその目標を、三十四年度末に現存します荒廃林地三十四万七千ヘクタールと、今後毎年できるであろう新しい崩壊地、これが年に――過去の実績から見ると、年平均四千ヘクタールぐらいと予想しておったのでございまして、この両者、前期五カ年、後期五カ年の十カ年計画で事業をやっていく、そしてわが国の山林が、保全という面から見れば最も安定しておったと言われる昭和初期の状態すなわち荒廃地の面積が十萬ヘクタールくらい、年々の新規発生した荒廃地が二千ヘクタール程度の状態に、十カ年間で改善していこう、こういうことを目標にして、治山治水緊急措置法ができて、また、そういう事業をやるといことが閣議で決定せられたのでございまして、この緊急措置法の、前期五カ年計画に対して、昭和三十八年度末までの四カ年間に、事業量でどれくらい仕事が進捗したのか、また、三十九年度にやろうとしておる計画を考慮した場合に、五カ年計画量に対して、五カ年間に実行量というものがどの程度になるのかという点をひとつ御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) 治山治水緊急措置法が制定されて、昭和三十

五年度から十カ年計画をもって、治山事業の緊急な促進をはかることになっ

たのでございましたが、この計画は、建設省の治水事業とも十分に調整をいたしながらその後実行をいたしたのでございしました。

そこで、この治山治水十カ年計画のうち、昭和三十五年ないし三十九年度までの計画それから三十八年度までの実績、それをそれぞれ事業量で申し上げますと、当時の事業量の計画に對しましては、国有林といたしましてその計画に對し七三・二％、民有林で七〇・三％、両方を合わせて七二・三％ということになっております。それから三十九年度、これをいまの予算額から推定をいたしまして、国有林九一・六％、民有林九二・九％合わせて九二・四％ということになっております。それで、ただ、その後、計画樹立の後に、その当時において予想いたさなかつた災害の発生等がございしました。それで、その予定外の事業の実行分を加えますと、三十八年度までの実績といたしましては六二・四％、それから三十九年度を入れますと八〇・四％ということになります。

山崎 治山治水緊急措置法で計画された事業量に對しては、五カ年間で九〇％をこすような進捗を見たということは、事業量としてはわりあいよく進んだというふうに考えるのでございします。一方、緊急措置法が発表するまでの数年間に実施せられた治山事業がきわめて少なかったということ、また、伐採量の増加というふうなことから、治山治水緊急措置法では、三十五年度以降毎年四千ヘクタール程度の新生荒廢地ができると予定していたにもかかわらず、実際は、三十五年度には九千ヘクタール、三十六年には二万六

千ヘクタール、三十七年には一万ヘクタール、三十八年度には一万九千ヘクタールというふうに、予想に数倍するような新しい荒廢地が毎年継続してできておるといふ現状にあるのでございします。こういうふうなことは、治山治水緊急措置法で計画した事業量の実施が一〇〇％できたとしても、十年後の四十四年度に、所期の目標達成ということはとうていできぬやなからうか。せつかく緊急措置法で実施しましても、四十四年度末には、国全体という面からトータルしますと、治山事業というものはやはりたいした進展をしなかつたというふうな結論になるのでございします。こういうふうに心配するわけではございませんので、この後期五カ年計画の出発の時期に、既往の計画を改定したしまして、技術的な改正をいたしまして、この新しい状態に對應できるように、また治山治水緊急措置法が目標としていたところを達成できるように、新しい計画を組み直して出発しなければいかぬやなからうかというふうに思うのでございします。また、特に最近のように、少ない土地では一万町歩、多い土地では二万六千町歩というふうな大量の新生荒廢地ができるという原因は、前に言いましたように、治山事業のおくれというふうなもの、また昭和の初期に比べて、五割をこすような伐採が昭和二十五、六年ごろから引き継いで行なわれているというふうなこと、こういうことが原因ぢやなからうかと、おもな原因だと思ひますが、こういう現実に立つて考

うものは、いままでにできている荒廢地を復旧するということはもちろんでございしますし、また新しくできた荒廢地も復旧しなければならぬことは当然でございします。さらに、放置しておけば必ず荒廢地になるんじやなからうかという、荒廢地になるおそれのあるところを事前に不慮にないように、予防治山というふうな仕事を大々的にやはり取り入れて進めていかなければ、この新しい荒廢地の発生を少なくするということではできぬように思うのでございします。予防治山をやりますと、それが復旧した場合に比べまして、必要な経費というものは五分の一、十分の一というふうな少ない経費でできるわけでありまして、経済効果も非常に大きいというふうに思うのでございします。で、後期五カ年計画の中におきましては、予防治山というものは十二分に取り入れて、改定して進むという考え方が必要のように思うのでございします。林野庁のお考えを、この点について伺いたいと思うのでございします。

〇政府委員(田中重五君) たいまお話がございましたとおり、この現行の治山治水十カ年計画、この第五年目になりまして、その実績を振り返ってみますと、その計画どおりに事業量のほうが進んでいないという点は、私もまことに遺憾に存じております。そこで、これは、計画樹立以後の予想せざる災害発生、その復旧の事業、さらには資材、労費等の高騰、そういうものに原因を——そういうものに結果されて、予定どおりの仕事ができなかつたわけではございしますが、この治山治水の緊要性にかんがみまし

て、ここに、あらためて、新しい治山治水計画を練り直す必要を感じております。それで、これは建設省の治水事業とも十分に連絡調整をはかりながら、目下具体的に検討を行なつておるわけではございします。

なお、いまお話のございました予防治山事業につきましては、これまでその事業の重要性はお説のとおりでございまして、現行の十カ年計画では、その予防治山の占める割合は、ほぼ一〇％程度でございしますが、今後の改定計画の中には、これを相当大幅に拡充をして計画をしてまいりたいと、こう考えております。

〇山崎 次に、保安林の整備の問題について伺いたしたのでございしますが、配付された資料を見まして、保安林整備の臨時措置法によりまして計画された四百六万町歩の保安林をつくるという計画に對して、三十八年度末で四百八十八万町歩の整備実績を見たというところは、まことにけっこうだと思ひるのでございします。で、全体として見れば、計画のとおりに行つたことになるわけですが、三十八年度末の面積、国有林の百九十四万ヘクタール余の中から、国有林が買入れました二十万町歩を抜いて、民有林のほうに入れますと、民有林の面積が二百四十四万ヘクタールとなりまして、計画に對する進捗、伸長率というものは九三％程度になります。民有林においても、ほぼ計画の線まで達成できたという結果になるのでございします。

のとおりでできたといひましたも、保安林整備の仕事は二百をこすような流域別に分かれてはいるわけではございします。で、流域別にはかなりの計画との出入りがあるのではないかと考えられるのでございします。

流域別の資料というふうなものもなかなか大部なものになりますので、資料は要らぬと思うのでございしますが、流域別に見て、計画と実績との差にどの程度の違いがあるのか、大ざっぱなパーセントでもけっこうなんです、それをひとつ示してもらいたいと思ひるのでございします。

〇政府委員(田中重五君) 保安林の配備につきましては、全国の流域数二百十六流域のうち、その計画量に對しますその実績の割合をいたしましては、五〇％以下のもの、これが十七流域ございします。その事例をいたしましては、指導部長から申し上げます。

〇説明員(森田進君) たいま長官が御説明になりました計画流域のうちで、計画量に對しまして、指定の実績が五〇％以下にとどまりました流域を申し上げますと、山口県の吉田川・厚東川の流域、それから京都府、大阪府、兵庫県に關係します神崎川の流域、それから青森県、岩手県に關係いたします馬淵川の流域、それから山口県の佐波川・錦川の流域、和歌山県の有田川流域、大阪の大和川から和歌山県境にかけての流域、それから三重、奈良、和歌山の三県に關係いたします熊野川の流域、それから徳島県の吉野川の流域、千葉県の加茂川・養老川の流域、北海道の檜山地区、熊本県の白川流域、鹿児島県の本城川から肝属川にかけての流域、山口県の錦川の流

のとおりでできたといひましたも、保安林整備の仕事は二百をこすような流域別に分かれてはいるわけではございします。で、流域別にはかなりの計画との出入りがあるのではないかと考えられるのでございします。

〇政府委員(田中重五君) 保安林の配備につきましては、全国の流域数二百十六流域のうち、その計画量に對しますその実績の割合をいたしましては、五〇％以下のもの、これが十七流域ございします。その事例をいたしましては、指導部長から申し上げます。

域、静岡県の大井川の流域、茨城県の那珂川の流域、青森県の岩木川の流域でございます。一番低率でございますのは、青森県の岩木川流域の三四％でございます。

○山崎青君 保安林整備というものは、森林の使用収益というものを制限するとの関係から、その指定に対して森林所有者の相当強い反対があるということは当然でございます。民有林についての計画というものは、計画どおり進むということはなかなか困難があることは当然でございます。全体として関係者の努力によって計画どおり進んできたということはまことにけっこうでございます。流域別には、計画と実行の間に相当の相違があるということも了解されるのでございますが、国土保全とか、流域保全という見地からせひとも必要で、重要な地域というものは、必要最小限の面積で、所有者の反対はあつても、またその経済的な損失というものは、補償制度の適正化によって解決ができるわけでありませう。せひとも保安林の指定はやらなくちやならぬというふうに思うのでございます。指定の際に、森林法によりますと、農林大臣が自発的な考えで、自主的な考え方指定するという場合と、県知事その他利害関係者からの申請を待つてやるという二つの指定の方法があるように思うのでございます。現在まで林野庁がこの指定に対してとつてきました方針というものは、その二つの中で、どういうふうなものを中心にしてやってきたのか、そういう現状をお聞きしたいと思うのでございます。

○政府委員(田中重五君) 保安林の指定につきましては、いま御説のとおり、農林大臣の発意によります場合と、それから都道府県知事あるいはその他の地方公共団体の長、あるいは直接の利害関係者の申請に基づいて行なうという場合がございます。ところで、御承知のとおり、保安林整備計画がございまして、その中で、保安林の配備につきまして、農林大臣によってこの計画をいたします。それで、その場合の農林大臣の指定の適否について、関係の都道府県知事の調査あるいはその意見の提出を見て、そうしてこの計画の配備どおりに行なっていくということを中心に行なっております。

○山崎青君 そうすると、農林大臣が決定した保安林整備計画に基づいて、知事の指定に対しての報告といひますか、意見を求めてやっていくということ、知事とか、市町村長その他の申請に基づいて保安林を指定していくというものは、現実にはほとんど行なわれていないというふうに理解していいわけですか。

○政府委員(田中重五君) 一応そういうふうな御理解をいただけてけっこうだと存じます。

○山崎青君 そうすると、先ほどお話をいただいたように、計画に対して五〇％も進んでいない、進まなかったというふうな流域も十幾つあるわけでございますが、そういうふうなところでは、結局、保安林整備計画に対して、都道府県知事が保安林に指定したい、指定するということに対して、農林大臣に対して、何らの回答がなかったというところか、あるいは整備計画にはあつても、指定する必要があるという回答があつてそういうことになったのか、その辺がどのような関係になつておるのですか。

○政府委員(田中重五君) 流域によりまして、その配備計画が必ずしも予定どおりにはいかなかった点につきまして、やはりこの保安林整備計画を樹立するその段階で、知事の意見との調整等が十分にいかないままに推移したというふうな面は確かにあつたと存じます。

○山崎青君 それで、この保安林整備臨時措置法をさらに十年延長して、保安林整備をさらに進めていくという観点に立つておるわけですが、いままでの、既往の十カ年間にあつて、保安林整備計画を立てた。それに対して五〇％にも足りない程度の指定しかできなかったという現実があつたわけですが、今後、保安林をさらにふやすといたしますと、いままでの保安林よりも、より絶縁的にいへば、下流の経済的な価値の高い森林というものが保安林として指定されるといふことになつてくるように思うのでございます。そうすると、森林所有者あたりの反対というものは、いままでの計画実施の段階以上に強い反対も出てくるのじゃないかというふうなことも予想されるのでございますが、この保安林指定というやり方というものが、いままでと少し変えて、五割程度しか進まないというふうなことがないように、何か強いいき方で整備計画というものに臨んでいかないと、なかなか今後むずかしいのじゃないかというふうな思うのでございます。特に、森林法によりますと、保安林を指定しようとして、反対があれば聴聞会も開

く、この結果できめるといふようなことにもなつておるわけですが、この十カ年間に、聴聞会を開いたというふうな事例があるかどうか、その点をひとつ伺ひたいのでございます。

○政府委員(田中重五君) 聴聞会を開きました例といたしましては、昭和三十四年度に一回開催をいたしております。それで、これは熊本県におきまして、整備計画の実行のために千四百六十九ヘクタールの森林を、一号ないし三号保安林に指定しようとした、その保安林の指定によりまして、伐採の制限を受けるという理由で、関係者からの異議の申し立てがございまして、聴聞会を開催いたしましたのでございまして、結局は、この異議の申し立て人の納得が得られまして、計画どおり指定処分を行なつたという事例がございまして、

○山崎青君 聴聞会を開くというものが、いままでからいへば非常に異例なめつたにやらない、珍しいというふうな場合に思ふのでございまして、先ほどちよつとお話ししましたように、今後はより経済的に保安林というものが移つていかざるを得ないというところ、それから流域保全という観点からは、その指定の効果というものが下流の他の府県に及ぶ、当該県にはそれほど影響がない、上流の他の府県に大きい効果があるというふうな場合も少なくないわけでございます。知事の意見とか、知事の報告等を聞いて、たいした問題がないというふうなことで、指定の仕事を進めていくというところでは、新しい今後やろうとする整備計画というものは、なかなか私は順調に進まぬのじゃなからうかというふうな心配されるのでございます。で、農林大臣がみずから積極的にこの指定という面に進んで、聴聞会等も必要に応じて積極的にやって、保安林整備計画を、まあ、計画の線に沿つて大きい違いがないように進めていくということとを、林野庁は十分ひつとつ考へ願ひたいと思うのでございます。

この保安林の指定に關して、森林所有者等が非常に問題にいたしてございすのは、やはり損失補償という面じやなからうかと思ふのでございます。で、現在の補償制度というものは、こゝ三、四年前から初めて出発できたように思うのでございますが、また、保安林についてだけ補償制度がほそぼそながら出発できて、自然公園法その他による制限については、まだ補償の制度も全然ないというふうな理解しておるのでございますが、現行の保安林の補償制度の概要について、簡単に御説明をいたしたいということと、保安林は十七種類もございまして、その十七種類もある保安林の中で、どういふ種類の保安林に対して補償額というものが多く払われておるかというふうな点をひとつあわせて御説明いたしたいと思うのでございます。

○政府委員(田中重五君) 先ほどお話を、保安林の配備を進めるに当たりましては、十分にお説を尊重いたしまして、また従来の配備の実行についての結果を十分に反省いたしまして、その計画の実行の万全を期し得られますように措置してまいりたいと考えております。それから、保安林の損失の補償につきまして、現況を申し上げますと、

現在の保安林に対する損失の補償は、その森林所有者が保安林の指定のために、通常受けるべき損失について補償するということになっておりますが、現行といしましては、禁伐林とそれから択伐林に対してだけ補償を行っております。

それで、三十七年度におきますその補償の実績を申し上げますと、総額で千八百五十四万一千円でございまして、どういふものにその補償がなされておるかとお聞き上げますと、たとえば土砂流出防備林、土砂崩壊防備林のときもございまして、この分が金額にいたしまして二百八十九万九千円、それから防風林、あるいはなだれ防止林、これは四号保安林以下のものでございまして、これに對しましては千六百三十五万二千円、こういうふうになっております。

○山崎君 いまの御説明には、その補償は禁伐林と択伐林、択伐林の中でも、たしか単木伐というふうには、禁伐に近いような制限をしていっているものに對してのみ補償するということ、それから、しかもその補償は国有林、市町村所有林というふうな公有林に對しては補償せず、もっぱら私有林に對してだけ補償するというふうになっていっているように思ふのでございまして、この点はまあ了解できるのでございまして、しかし、保安林の中で一番面積が多い、過半を占めますものが水源養護の保安林だと思ふのでございまして、今後また整備臨時措置法を延長して、保安林をふやしていこうという考え方をとっておられますが、その中でもふえるのはほとんど大部分が水源養護の保安林じやなからうかと思ふので

ございまして、で、水源養護の保安林に對しては、やはり正當な補償額といひますが、そういうものの基準というものをつくって、早急に補償制度といたうものを完備せねばならぬということはどうしても必要じやなからうかと考えるのでございまして、また、これがうまう進まなければ、保安林整備計画というものの順調に実行に移していくこともますます困難になるのじやなからうかと思ふのでございまして、水源養護林等に対する補償制度というもののについては、現在農林省ではどういふふうに考へておられるか、お伺ひしたいのでございまして。

○政府委員(田中重五郎) 水源養護保安林につきましては、お説のとおり、その伐採に制限が加わるわけでございますけれども、水源養護保安林の場合には、おおむね計画的といひますか、輪伐期で面積を割ったその面積は皆伐が可能だといふ、そういう施業方法が認められておるといふこともございまして、一応現在のところでは、補償の対象として考へていなかったわけでございますけれども、今後、特にこの保安林の改正によつて、水源養護保安林が相當大幅にふえるという事態にもかんがみまして、その補償の問題については十分検討してまいりたいと、こう考へております。

○山崎君 水源養護林についての伐採の制限というものは、基本的にはいま御説明のあったとおりと思ふのでございまして、それにしても、まあ一伐区の皆伐面積というものは二十町歩以内でなければいぬといふ制限もあわせて加わるわけでございます。で、人工造林地あたりを二十町歩以内で切る

というふうなことで、現実に制限されたといふためにこうむる損失といふものは、そう大きくないに思ふのでございまして、天然林、ことに奥地のブナの天然林といふふうなものでは、今後労賃も高くなるし、機械化といふものを思い切つて進めていかなければならぬといふふうな現実から考へまして、この面積制限といふふうなものが、その施業する場合に大きなやほり所有者にとつてマイナスの因子になつてくるといふことが予想されるのでございまして、特にまあバルブ材の多いような山ですと、なかなか二十町歩程度では機械化もむずかしいといふような問題も出てくるわけでございます、そういう点、まあ場合により、場所により、いろいろ差異がございしますので、むずかしい問題だと思ふのでございまして、十分ひとつ検討していただいて、早い機会に、水源養護林等に対する補償制度もひとつ確立していただくように希望する次第でございまして。

それから次に、保安林の管理の問題についてお伺ひしたいのでございまして、最初にお聞きしましたように、昭和二十八年度の治山治水基本対策要綱では、保安林の管理実行計画を立てて、その実行計画のとおり施業が行なわれるかどうかといふことを監視するため、監視員制度を設置するといふことが、要綱で盛り込まれておるのでございまして、この管理実行計画といふものは、森林法に基づきます森林計画で立てられておるので、まあ問題はないうございまして、監視員制度といふ点については、現在どういふふうな具体的にやっておられるか、この点を伺ひしたいのでございまして。

○政府委員(田中重五郎) 現在、保安林に對して行なわれております行政的な管理の内容につきましてはいろいろございまして、その中で、保安林の保護監視についてはどのようにやつていられるのかという御質問と承りますが、これにつきましては、その保護監視の目的をいたしましては、保安林を盗伐、誤伐したり、その他人為的な危害、あるいはまた動物の害、あるいは火災、風水害、そういう災害、そういう被害から保安林を守るために、保安林保護事業をいたしまして昭和三十一年から実施をいたしております。で、この保安林の保護事業につきましては、保安林が所在いたします市町村、全部で二千七百五十五市町村のうちで、特に、たとえば市街地に近いとか、面積が相當に大きいとか、あるいはその団地数が多いとかいふような面で、重要な保安林のある市町村、それが二百五十五市町村にございまして、それに対して都道府県の事業をいたしまして、保安林の保護監視を行なつておられるわけでございます。これに對しまして、国はその経費の二分の一を補助いたしております。

○山崎君 市町村が現実に監視の仕事をやる、それに対して国がそのめんどろを見るところのお話でございまして、一市町村当たり金額はどれぐらいのものが出るようになっておるんですか。

○政府委員(田中重五郎) これにつきましては、国が一万円、県が一万円でございまして、

○山崎君 せっかく保安林にしましても、無許可でかつては樹木を伐採す

るとか、あるいは石とかその他の物をかつてに採取するといふふうなこと、あるいは五町歩しか皆伐が許されないのに、はるかに大面積の皆伐をやるといふふうなことがあつては、保安林といふものの使命を達成することができぬことは当然でございまして、また、林野庁の調査によりますと、そういうふうな保安林についての施業の違反件数といふものは、三十七年度には二万件をちよつとこしておる、三十八年度も千四百件余であるといふふう聞いておるのでございまして、こういうふうな実態からいって、いまの市町村に對して、国と県で合せて二万円ぐらゐの経費をめんどう見て、監視してくれといふふうなことでは、これはきつめて十分じやなからうか、対策要綱で言う監視員制度といふものは、その程度のものでなしに、もう少し突っ込んだ根本的なことを考へなきゃいかぬじやないかといふふうに思ふのでございまして、この施業違反三十七年度二千件、三十八年度千四百件といふふうになつておられますが、こういうふうな違反といふものを摘発するといふのは、現在それがこれに当たつていられるのでしよう。

○政府委員(田中重五郎) 保安林におきます違反の行為は、いまお話しのとおり、昭和三十七年度で二千件、三十八年度で千四百件でございまして、この監視員といひましては、全部で千二百五十名、市町村の委嘱をする監視員が、これに主として当たつていられるわけでございます。

○山崎君 市町村で吏員が片手間にやるというふうな問題になつてくるように思ふのでございまして、一方、狩獵

の取り締まりにつきましては、県の林務の吏員というものが、約五百名ぐらいただと思っておりますが、これを司法警察官の職務を行なう者をいうことに、検事正から任命してもらって、取り締まりをしたり、また検察庁に告発するというふうな仕事もできるようなっているのでございますが、この保安林の監視につきましては、県で保安林の計画を立てたり、いろいろする職員も大ぜいいるわけでございますし、あるいはまた全国に二千人をこすような林業技術普及員もいるわけでございますが、こういうふうな人を、狩猟のように、司法警察官の職務を行なう者というふうなことに任命してもらって、がっちりした、施業違反というものを取り締まり、また摘発していくというふうなことを、ひとつやるように考えられたらどうかと思っておりますが、それに對する御意見をお伺いしたいのであります。

○政府委員(田中重五郎) 保安林の監視の業務がきわめて重要であることは、いまのお説のとおりでございますが、したがって、この監視員に、司法警察官の職務を行なう者というふうな任命するということにつきましては、関係の方面と十分に協議の上、その適否につきまして検討を進めてまいりたい、こう考えております。

○山崎壽吉 この監視員の制度の徹底化という点については、ひとつ十分研究されて、必要な予算措置も講じて、監視員という制度らしい制度にひとつ早くするというのを希望しておきます。

それから次に、森林についてのいろいろな法律による施業の制限という点

をお聞きしたいのでございますが、森林の施業に對しまして、これを制限する法律制度というものは非常に多いのでございます。森林法による保安林という制度のほか、自然公園法によりまして国立とか、国定及び県立公園という制度、あるいは文化財保護法による史跡、名勝、天然記念物としての指定の制度、また、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による保護区の制度、またこれは少し面積は小さいかと思ひますが、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に關する法律とか砂防法による砂防指定地域の制度というふうな、たいへん多いのでございます。こういうふうな施業制限の制度というものと、保安林という制度とは一体どういふうな面積の關係になつてゐるのか、重複關係もあつてひとつ御説明をいたしたいと思つてございます。

○政府委員(田中重五郎) いまお話しのごさいます保安林——この森林法の制定以外で、保安林と同様に、この施業が制限されておるものに、自然公園法、あるいはその他文化財保護法によるところの制限、あるいは砂防法によるところの砂防指定というのがございます。保安林と、他の法令による制限との重複關係につきましては、保安林の総面積が、国有林では三十七年度末にいたしまして百九十一万七千、そのうちで、他の法令によります制限林の面積が五十二万二千、それから民有林では保安林の総面積が二百三十三万四千、そのうち、他の法令によります制限林の面積が二十九万六千、こういうことになっております。いま申し上げましたのが重複しておる面積でございます。

○山崎壽吉 それでは、重複しないで、他の法令によつて制限されておる面積というものはわからないですか。

○政府委員(田中重五郎) 重複しない他の法令によります制限林の面積が、国有林内で八十四万八千町歩、それから民有林で七十八万三千町歩でございます。

○山崎壽吉 そうしますと、保安林で四百万町歩をこす制限——他の法令によつて二百何十万というふうな、森林に對する施業制限というものは非常に大きくて、全森林面積二千四百万町歩の中で、とにかく四分の一に近いものが施業制限を受けておるといふ実態にあるのでございます。今後また保安林をふやせば、さらに、森林に對する施業制限面積がふえるというふうな状態になるのであります。で、保安林の指定の場合を除きまして、他の法令によつて森林の指定として、施業の制限をしようというふうな場合には、それを主管する他の官庁は、農林省に對して協議を要するというふうな法律はなつてゐるかどうか、その点もお伺いしたいのでございます。

○政府委員(田中重五郎) 先ほど申し上げました森林の施業を制限しておるものの中で、自然公園法によりますものだけが、法律の中で、主管大臣が農林大臣にこの指定について協議をするというふうな規定はなつてゐるだけでございます。それから砂防法によります砂防指定地の指定の場合、その場合には、林野庁と建設省の河川局との間に、おきまして共同通達を出して、その調整をはかるということにいたしております。それから史跡、名勝、天然記念物の指定の場合、その場合には、これ

は不文律として、都道府県の林務主管部課と、それから都道府県の教育委員会、それとの間でそれぞれ意見の調整をするということになっております。

○山崎壽吉 そういうふうな協議が林野庁に來たという場合、あるいはまた林野庁と河川局とが協議しなければいかぬという場合、また文化財保護法のように、不文律で、地方庁同士の内部でいろいろ協議するといふふうなことになつておる場合に、その両者の調整、そういうものは具体的に一体どういふふうなやつておられるのですか、その点をお聞きしたいのでございます。

○政府委員(田中重五郎) 具体的な調整をいたしましては、その協議される森林が保安林であるというふうな場合には、その当該指定の目的と、保安林の指定の目的、それからその当該森林の状況、そういうものを検討をいたしまして、その指定によりまして、森林所有者が不当に過重な負担を負ふことのないように、協議をいたしまして、意見の調整を行なつてゐるといふことでございます。

○山崎壽吉 先ほど話がありましたように、保安林の場合で、私有林に對する補償制度というものが必ずしも十分でなくて、今後新たに検討して、完備な補償制度をつくらなければいかぬという段階にあるのでございますが、自然公園法その他の法律によります施業制限については、補償制度のあるもの、全く法律上に補償といふことをうたつてないような法律も両方あるように思つてございまして、で、森野庁におきまして、水源林等に對する補償制度も早急にひとつ考へて、なおかつ

他の法律による協議等があつた場合におきまして、補償という制度が、他の法律によるものでなければその指定には賛成せぬといふふうな方向に今後持つていつてもならなければいかぬじやなからうかというふうな思ひでございますが、そういう点から、先ほどの水源涵養林等一般的な保安林に對する補償制度も、ひとつ早急につくるといふことの必要性があるように思つてございまして、そういう点のひとつ御検討をお願いしたいのでござい

次に、保安林の種類の問題ですが、保安林には十七種類もあるといふことは、資料でわかります。それを詳細に見ますと、風致保安林といふふうなもの、自然公園や文化財保護法による指定といふふうなものは、目的をいしなから重複するといふふうな考えられる場合もあるものでございます。また禁伐あるいは短伐、沢伐といふふうなものを施業の目的としてゐるような保安林におきまして、鳥獣保護を目的とする保護区と、大体目的が一緒じやなからうかというふうな考えられる場合もございまして、また保安林の中では、防雪保安林といふふうな、いま指定したことは一ぺんもないといふふうなものもございまして、また防火、保健といふふうな両保安林も、指定の実績といふものは非常に少ない。こういう保健の保安林といふふうなもの、都市の美観、風致を目的とする樹木の保護といふふうな指定といふものとも関連が非常に深いように思つてございまして、こういうふうな点から見まして、森林なり、林業の主管官庁としての林野庁で、保安林制度、特に、

保安林の種類、再検討ということ、他の法律主管官庁との関連で、この保安林の種類その他を法的にひとつ検討するということ段階にあるのじやなからうかと思うのでございますが、そういう点についての御見解をお願いしたいのでございます。

○政府委員(田中重五郎) 保安林の種類につきましても、他の法令によりまず先ほど申し上げましたような制限林との間に、その指定の目的、あるいはまた制限の内容が類似しておるものは確かにございます。それからまた保安林の面積がわずかなかというふうな保安林の種類もございまして。しかしながら、その目的なり、あるいは制限の内容は必ずしも全然同一であるというふうなことはなく、それなりにそれぞれの存在の理由があつて定められたというふうな考えられますので、まあいままうこれを整備統合していくということにつきましても、若干の問題があるように思われますし、それからまた小面積ではあるとはいひながら、この保安林費をその保安林の制度からはずしていくということにつきましても、それぞれの地域地帯の特殊な事情もあり、あるいはそれが置かれた当時の時代の要請もあつたと思われまして、その点の考慮も必要かと存じます。しかしながら、いずれにいたしまして、御趣旨のほどは十分に尊重をいたしまして、今後この保安林費の再検討につきましても十分に考えてみたいという考えです。

○山崎青君 それから、保安林の買入れ、国による買入れの問題についてお伺いしたいのでございますが、昭和二十九年から三十八年度までの十

年間に、五十万町歩の保安林を買入れるといふ計画が進んでまいりましたもの、その実績といふものは二十万町歩弱だということになっておるのでございます。その原因といふものは、もちろん、まあ予算の面にもございまして、また保安林所有者が必ずしも手放したくないという考え方、あるいは国が買入れしようと思つていろいろ調査をしておつたところが、経済情勢がよくつたんで、パルプ業界とか、その他木材関係の業者が、国よりも高い値段でさつと買うというふうなこともあつたように思うのですが、この二十万町歩しか買えなかつたというふうな原因のおもなものはどういふところにあるかと、御説明願ひたいと思つてございまして。

○政府委員(田中重五郎) 保安林の買入れ事業が予定どおりに進捗を見なかつた理由をいたしましては、ただいまお説のとおりのようなものもろろの事情がございまして。それで、確かに予算の関係もございまして、またかりに予算としてはありまして、あまりにも売り人のほうの意向が強過ぎて話が合わないという場合もございまして。この点はやはり近年の木材の価格なり、あるいは土地の価格なりの急激な連年上昇、これが原因であつたことは確かでございます。そのために、森林所有者の国への売り渡しの意欲といふものが減退をしておつたというふうなことも確かにございまして、そのほかに、たとえばまたこの対象となる保安林の権利関係で、その共有権者、あるいはまたその持ち分者の一部の者、そういう者が賛成をしないというふうなことがございまして、あるいはまた地上権

あるいは抵当権等の、第三者としての権利者、そういうものの反対がございまして、あるいは境界について紛争があるとか、あるいは登記がまだ整備されておらないというふうなことで話し合いがつかず、あるいは買入れ不能に終わるというところはございまして。それで、そういう点につきましても、いろいろ反省がされるのでございまして、今後におきましては、在来、この買入れの状況で急激な木材あるいは土地の上昇等も、いままでのような状態ではなくなると思ひますので、山林所有者におきましても、この点につきましてもこちらの趣旨を十分に理解の上、話が進んでまいり、こういうふうに考えている次第でござい

○山崎青君 現在買入れの申し込みがあつたが、予算の関係で後年度に予定されておるといふようなもの、あるいは大面積のために、年度に割つて分割買入れをしなければならぬ。そういうために、今後引き続き買入予定のものというふうなものが相当あるのかどうか、また最近、保安林を買つてもらいたいというふうな希望といふものが従前に比べて多いか少ないかというふうな点についての状況を御話し願ひたいと思つてございまして。

○政府委員(田中重五郎) いま御質問のございました、現在この同一の市町村内で継続をしておるといふのを拾つてまいりますと、この三十八年度末で、三十八年度買入れ地と同一の市町村にあるものが二十一カ所で五千三百七十九町歩でございます。それからまた、同一市町村内で三十八年度の買入れ地に接続をしておるといふようなが十二件で、三千九百数十町歩でございます。

○山崎青君 今後保安林整備臨時措置法を延長して、国が買入れしようとするの森林が、買入れが十七万ヘクタール、交換するものが八万ヘクタール、合計二十五万ヘクタールを、資料によると予定されているのでございまして、一方、二十九年度に予定しました買入れ予定地五十三万町歩の実行残が三十万町歩一方にあるわけでございまして。今後の予定二十五万ヘクタールといふものと、実行残の三十万ヘクタールといふものとはどういふ関係になるのか。重複するか、また重複しないのか。新規個所が大部分になるのかということ。また新規個所が多いということのために、具体的にそれを決定する条件といふものは、基本的な考え方といふものはどういふふうなものか、お伺ひしたいのでございまして。

○政府委員(田中重五郎) 現在の法律に基づきまして、買入れを計画しておりますその数量はお説のとおり五十万ヘクタールでございますから、この三十八年度末現在で、二十万ヘクタールの実行となるわけでございまして。それで、三十万ヘクタール程度残つておることになるわけでございまして、まあこの残つた部分につきましても、この三十五年度以降も治山治水緊急措置法によりまして治山治水事業、この実施の推移等によりまして、計画当時と比べますと、多少の状況の変化もあつたといふことも、この実行数量の変わつておる一つの原因でございまして、今後はこの新たに一般林の整備を行ない、その中で買入れを計画していくという場合には、現在の残つております部分につきまして十分に検討をいたしまして、今後買入れの地域との関連で総合的にその計画を進めてまいりたい、こういうふうな考へていられる次第でございまして。

それで、いずれにいたしまして、この法案の改正をいたさなければならぬ、おきまして買入れ計画の樹にあたりましては、この重要な河川の流域の上流地帯に所在いたします保安林であつて、特に保安施設のために相当な経費を要する、しかも現に荒廢地であり、また荒廢地に移行しつつあるもの、あるいはまた荒廢のおそれのあるもの、そういうものを流域ごとに過去の買入れ状況と十分に比較勘案しながら、その個所の決定をしまひたいといふのが、今後の買入れに対する方針でございまして。

○山崎青君 で、三十九年度以降に国が買入れする予定の二十五万ヘクタールの保安林といふものを買入れるために必要な経費といふものがどのくらいかかるのか、また買入れた保安林に対して実施すべき治山事業費の見込み額がどのくらいになるのか、またさらに三十八年度までに買入れを終つた約二十万町歩の保安林に対して、三十九年度以降に投すべき治山事業費の金額といふものはどれくらいか、御説明願ひたいのでございまして。

○政府委員(田中重五郎) まず昭和二十九年からこの三十八年度まで、この十カ年に買入れしました地域における治山の事業費、この治山事業に投じた経費が百億七千二百万円でございますが、なお今後この買入れ済みの部分に対する治山の経費をいたしまし

て三十二億円を予定いたしておりま
す。それから今後三十九年度ないし四
十八年度の間に買入れを予定してい
ります。あるいは交換を予定してい
ますもの、合わせて二十五万ヘクタ
ーでございますが、その中で必要とす
べき治山の事業費はほぼ二百三十億
と予定しております。

○山崎青君 それから臨時措置法の期
限を延長して保安林の整備充実をは
かるといふ計画を持っておられるわ
けですが、今後十カ年間にどういふ
基本的な考え方、すなわち、流域別
に指定の保安林の面積というよう
なものを決定する因子というものは
どういふものか。またそれによつて
どういふふうな種類の保安林がどの
程度増加するか、その点を御説明い
たいただきたいのでございます。

○政府委員(田中重五君) その点につ
きましては、昭和三十九年度、本年
度におきまして、今後十カ年間に整
備すべき保安林の整備計画を十分に
検討をいたしまして樹立をいたし
たい。こう考へて、今後人口の増
加なり国民経済生活の向上なり、さ
らにはそれぞれ地域地域におきま
す産業の進展なり、そういうものに
応じて、あるいはまたその他もろ
ろの事情によりまして、水の需要が急激に増
加を遂げているというふうな考へ
られますので、そこで水需要に
対応するためには水源涵養保安林の整備といふこと
を主体としていたしまして、あ
わせて今後さらに重要になるであ
らうと考へられる一号ないし二
号の土砂崩壊防備林等のそういう
保安林をあわせて配慮をいたし
たい。

うような考へ方でございます。

○山崎青君 最後にお伺いしたい
んですが、保安林整備という中で、
国の買入れと買入れした保安林に
対する治山事業費に対して要する
経費、この点を中心にしてお伺い
したいんですが、民有保安林につ
きましては、この買入れした国の
保安林に対する治山事業費という
ものは、昭和二十九年度以降全
部みな国有林野特別会計の経費の
支出でまかなってきたというこ
とで、十カ年間に買入れ経費が
九十四億円、治山事業費が百一
億円、合計して百九十五億円、
年平均約二十億円の支出を行な
ってきたという現実でございます。
また今後の買入れ保安林に対する
経費というものは、買入れ経費が
八十四億円、治山費は新規買入
れ予定地の分が三十一億円、
いままで買入れた分の残存の事
業費が三十二億円、合計して三
百四十七億円という多額の支出
をしなければならぬという実情
でございます。こういふふうな
点から見て、保安林整備の中の
きわめて重要な部分の予算とい
うものが、国有林の経営に、ま
たは国有林の収支に依存して
いるというものでございませ
う。逆に、国有林といふものは
治山治水、国土保全といふ面
に大きな貢献をすべく義務づけ
られておられるというふうな
考へられるのでございませう。
しかし、国有林、民有林あ
わせてわが国の林業といふもの
は、木材使用量の二割から三割
五分に達する外材の輸入とその
価格という面、並びに農山村の
労働力の減少と資金の上昇とい
うふうな現実から、今後の林業
の経営といふものは、非常に
深刻な影響を受けるように

なつてきたというところは御承知のと
りでございませう。また、これが
打開のために課業とか中小企業
と同様に林業基本法を国会に提
案して、こういふ今後の混乱を打
開いていくという基盤を明らかに
しておるわけでございませう。
この根本問題とこまかい内容、
数字という面は林業基本法の
際、十分お伺いすることといた
して、この法案に関連して大局
的に、この法案に、国有林野事
業特別会計は、今後經常支出
という形で先ほどの多額の治山
関係の経費といふものを、ほ
ぼ予定のとおり支出していく
という見通しがあるという支
出が見込みがないとすれば、特
別会計で規定されておるよう
に、治山事業費の相当額を一般
会計から期待しなければならぬ
というふうなことになるの
か、どうなのかという点を一
点概括的に、お伺いしたいので
ございませう。

○政府委員(田中重五君) いまのお
説のとおり、民有保安林の買
入れの経費と、それに投ぜられ
る治山事業費は、国有林野事
業特別会計の負担に、支出を
されてまいりました。この
重要使命として考へられると
ころの国土保全、あるいは治
山治水の面で、国有林がその
面の事業をその使命として
進めてまいっているという考
え方に、また立脚をいたして
おるわけでございませう。
たまたま従来は木材の価格
の急激な上昇等にさへな
らないうちに、この経費の
支出も可能であつたわけで
ございませう。が、今後の
木材の価格の推移に、いま
までとはまた形が変わつた
ものになり、予想される
関係からいいますと、

でも、今後の国有林野事業で負担
していくためには、この国有林
野事業自体の内部の体質改善
もきわめて必要なことと考
えておられます。ただ、いま
のところは、今後買入れられ
ていく事業費、あるいはその
ための治山の経費、ある
いは、いままでに買入れた
残存事業の支出に、ほ
ぼそれが予定のとおり
に支出し得る見通しを持
っております。しかしながら、
いまも申し上げました
ような今後の主たる収入
源としての木材の価格の
推移、その他社会経済情勢
の変化もあると考へられ
ますが、そういう場合に、
この会計の収支が著しく
悪くなるというふうな事
態が生じましたときに、
現在の国有林野事業特別
会計の附則に、この
会計に、この保安林の買
入れの経費、あるいはその
ための治山事業について、
一般会計から繰り入れる
ことができるというこ
とになっておるもので、
そういう場合も、その情
勢によつては、ある
かと存じます。

○木島義夫君 関連質問。地方に
行きますと、保安林といふやつは、
国家的見地から非常に必要
なものであります。が、こ
れによる農耕地等の被害
が、農耕地の被害、これは
どういふうぐあいにな
つておられますか。その補償
の方法を講じておられますか。
また、講じておれば、
どういふふうになされて
おりますか。

○政府委員(田中重五君) 農耕地の
被害でございますか。
○木島義夫君 そうです。たと
えば木が繁茂したために、
その下にある稲や何か、
米をつくつてもうまく実
らぬような場合、木の陰
影によつてですね、

そういう事実がたくさんある。
○政府委員(田中重五君) もし
その庇蔭木となつておるものが
国有林でございませう、これは
その関係の業者のお話がござ
いませう、すぐその御満足の
いくように処置をいたした
らうと考へます。それが民
有林の場合には、法的には、
いまのところ措置する道は
ちよつと困難かと思つてお
ります。

○木島義夫君 これは実際に千葉
県の大多喜町の住民に
対する飲料水を保持する
ために保安林があるのだ
と、これに対して何の補償
もしてない。で、耕作農
民が非常に困つてい
る。事実があるのです。
われわれはかつて
そういう陳情を受けた
こともありますが、こ
ういふのはこれは、
国有林であるにもか
かわらず、このよう
な幕府時代のやり
方みたいなことは
よくないと思つて
います。これは、
やはり調査して
これに対する救済
方法を講ずべき
ではないか。また
それができないと
するならば、その
市町村なり何なり
は、他の方法によ
つて飲料水の確保
とかいふ方法を
当然講ずべきじや
ないかと、こう思
つております。が、
その辺はひとつ今
後研究して、いた
だきたいと思つて
おります。いまだ
にそういうことが
ないといふれば、
私、資料を集めて
国会にも提出し
て救済してあげ
なければならぬ。
非常に住民が困
つていられる事
実があります。か
かるがゆゑに
それをひとついま
私は質問したので
す。

○政府委員(田中重五君) いまのお話
は、もしその庇蔭を与えておる木
が国有林でございませう、これは
いま申し上げましたようにさ
つそく措置

いうふうな気がするのですが、そうじやないですかね。

○政府委員(田中重五君) 一応その市町村の地域に所在するその面積をもとにいたしまして、積算の根拠をいたしましては、固定資産税相当額のものに積み上げられておるといふふうに解釈をいたしております。

○藤野繁雄君 これはばくもまだしろりとで、これ以上のことは知らないのだが、この点についてなお検討の余地があるような気がしますから、さらに検討をお願いしたいと要望しておきます。

次には、さつき山崎さんからもお話があった防雪の保安林の問題であります。これは、昨年の豪雪の際には災害対策特別委員会、豪雪を防ぐためには、防雪保安林というふうなものをつくらなくちゃできないじゃないか、しかるに、政府の資料によつてみても、全く防雪の保安林はない、昨年は、私の質問に対して政府当局は、お説のとおり防雪の保安林をつくつて、そして防雪をやるのが豪雪の際における適当な措置であると思ふから、今後その方面に向かつて研究をし、すみやかに御意見に沿うように取りはからいたい、こういうふうな答弁をもらつておつたような気がするのですが、災害対策の際に、そんな話があつたことを御承知であるか。ないとしたらば、今後防雪の保安林というふうなものをつくる意思があるのか、ないのか、これをお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(田中重五君) いまお説のとおり、政府側といたしまして、そのような答弁をいたしたかと考える

のでございますが。ところで、雪によります被害を防止いたします、それを目的とする保安林には、なだれ防止保安林と、いまお話しした防雪保安林と、二つがあると考えます。そこで、その両方の違いと申しますと、なだれの防止保安林は、なだれの危険を防止するといふのが目的であるのに対しまして、防雪保安林のほうは、現に降つて

いる雪、特に吹雪等の防止を目的とするといふ点が違ふかと考えます。ところで、災害対策委員会でも述べられております防雪保安林とは、それは総合的な豪雪対策といひますが、そういう立場からこの両者を総合的にあわせて総称したような意味合いで話が出ておるといふふうに考える次第でございます。ところで、なだれ防止保安林につきましては、昨年の豪雪によりますところの被害が、主としてなだれによるものであつたといふことにかんがみまして、その拡充強化を推進するといふことになつておられます。それで、防雪保安林につきましては、実情をいたしましては、ほかの保安林たとえば防風保安林であるとか、あるいは飛砂防備保安林というふうなものと同じような目的を兼ねておるといふ場合もござい

ますので、なお、防雪保安林についての配備につきましては、その実態調査を十分にいたしまして、その必要があれば配備を進めていきたい、こう考へておる次第でございます。

○藤野繁雄君 いまお話しのとおり、防雪保安林となだれ防止保安林とは、あるいは原因結果からすれば、同一のものであると考えられるかわかりませんが、一方において防雪保安林という保安林をつくつておられる以上

は、いまお話しのとおり、なだれと同一だといふようなことだつたらば、防雪保安林というものは抹消してしまつたほうがよくはないかと考えられるんですね。それで、結果からすれば、なだれ防止保安林で防雪の保安林の効果を發揮することができると、こういうふうなお話であるのでありますから、まずこのくらいのことにとどめておいて、しからば昨年の豪雪のために、なだれ防止保安林を、昭和三十一年度はどのくらい増額される予算の見込みであるか承りたいと思ふのであります。

○政府委員(田中重五君) 指導部長から……

○説明員(森田進君) 私から御答弁申し上げたいと思ひます。なだれ防止の保安林の指定につきましては、現在約一万五千ヘクタール弱あるわけでござい

ますが、今後増設を要しますものにつきましては、さらに保安林整備計画の一環といたしまして、整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、なだれ防止林の造成事業でございますが、これはなだれの発生危険のある山腹に階段工をいたしまして、その各段上に樹木を植栽いたしましてなだれを防止する目的の保安林でございますが、これは三十五年に策定せられました治山治水十カ年計画の中にも入つておるわけでございまして、実は前期五カ年計画で、事業量にいたしまして四億九千万円の事業を実施する計画でございます。ところが、三十五年

度から三十七年度にわたつて三十三年度に約二億九千四百萬、比率にいたしまして六〇〇の事業を実施したしたのでござい

ますが、昨年の豪雪の災害にかんがみまして、三十八年度におきましては大幅に事業量を増加いたしました。三十八年度のみで約二億五千万円の工事を実施いたしております。この結果、五カ年計画に對しまして三十八年度までの四カ年間にすでに一三〇の工事を実行いたしております。で、今後もこのなだれ防止林の造成事業につきましては、治山事業の重要な一環といたしまして進めてまいる計画でおります。

○藤野繁雄君 いまお話を承るといふこととありますが、昨年の豪雪の被害、今年の岩手、青森の豪雪の被害といふように、豪雪の被害は年々繰り返されるものと思ふのでありますから、災害が起つてからではなくて、未然に防止されるようにして、この方面の事業に対しては、積極的に施策を講ぜられるようにお願いしまして、私の質問を終わります。

○櫻井志郎君 ちよつと簡単に一、二点伺ひます。森林法に「国は、保安林の指定によつて利益を受ける地方公共団体その他の者に、その受ける利益の限度において、前条の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる」といふ条項がござい

ますね。この「地方公共団体その他の者」の「その他の者」は大體どういふものが主となつておられますか。

○政府委員(田中重五君) それは地方公共団体その他の一定の利益を受ける者をさしているわけでございまして、で、なお現在の状態を申し上げますと、保安林の指定によつて利益を受けるといふことで、その負担をいたしている実例はござい

ません。○櫻井志郎君 いや「その他の者」の私は実例を伺つてゐる。たとえば魚付保安林であるとか、土砂流出防止保安林であるとか、こういうものがござい

ますね。そのことによつて受けたらば漁業組合が対象になるかどうか私は知らぬが、漁業組合等が実際に對して相当その費用の一部を負担しているのか、あるいはまた発電会社、電力会社あたりが、土砂流出防止の保安林によつて、ダム

の埋没が防がれるダムの寿命が非常に長くなる、そのことによつて受けるダム所有者の発電会社なら発電会社が、實際上に費用のある程度を負担しているという実例が幾らもあるのかないのか。その点長官でなくとも担当者の方でつこうです、どうですか。

○政府委員(田中重五君) その点につきましてはいま申し上げたわけでござい

ますが、その受益によつて補償の一部を負担しているという実例はござい

ともであると考えるわけでございますけれども、ただやはり利益を受ける者の特定、それから利益を受けるその程度、その測定がなかなか困難なものでございます。で、そういうことでございまして、いままでのところでは、その利益を受けると考えられるものが、その補償の一部を負担するという実例はなおございません。ただその点につきましては、現在、今後におきましても十分検討をしてみたいというふうに考えております。

○櫻井志郎君 私はいくど言うつもりは毛頭ないので、受給の限度の測定がむずかしいから、この法律条項が実際に満たされて運用していないというふうな長官のお話ですけれども、これを裏返しに言う、利益の限度の測定がむずかしいことだと言いたい方をすれば、たとえば土砂流出防止保安林の今後はその保安林による効果の測定が非常にいいことになるという裏返しの結果も出てくるのじゃないか。しかし、そういう結論が出る場合、非常にこれは困ること、エロージョンを防ぎ、土砂流出によって公共施設あるいは公共の役に立つようなものが埋没されるとか、その効用を減殺するとかいうようなことがあつてはいけない、そういうことを防止するため、保安林を積極的に私は拡大していかなければならぬという観点から申し上げておるのだ。積極的に拡大していく場合は、その効果の測定がいまいだということになると、積極的に必要なものを拡大していくことも理論づけがむずかしくなってくるというふうな、理屈を言えば伸びてくるのじゃないかという感じがするのです。

○政府委員(田中重五君) たとえば土砂流出防止保安林なりあるいは土砂崩壊防止保安林についての経済効果については、それぞれ計算は可能なわけでございまして、先ほど申し上げましたように、個々特定受給を受けるものの特定期間、それからその特定されたものの個々の受益の程度、範囲でございまして、その測定がなかなかむずかしいというところで、いままでは推移をしたわけでございまして。

○櫻井志郎君 ちょっとどうも、私長官の御答弁では納得しかねるのです。私は別に追及はしません、法律条項としてもはつきり書いておることであるし、妥当な理論として法律条項にも書いておることであるわけですから、妥当な理論というものはやはり実際に運営していくという考え方でやっつけていかないと、算定が私に容易だとは思いません、事実長官のおっしゃるやうに困難点が多々あります。多々ありまして、結論はやはりそれを、実際に生かして、結論はやはり国民の税金を最も有効に活用していくというの、行政の最も大事なことで、当然負担をすべきものに對しては、やはり負担をしていただくというのを、もっと前向きに検討してもらつて、むずかしいからやらない、やらない、保安林を積極的に私は拡大しては、ぜひひとつ運営は考えてもらいたいというところで、いかがですか、お考えは。

○政府委員(松野孝一君) ただいま櫻井さんの御指摘の点もひとつとも思っています。いま長官がお答えしたような点もあるかと思ひますけれども、今後取り急ぎ十分検討したいと思ひます。

○仲原善一君 森林が公共の利益に非常に影響があるという、利益に關係が深いというたてまえから、保安林を積極的に整備計画等をつくつて推移しておられることは、当然なこととは考えますが、同時に反面から言うと、個人の利益に非常に抵触すると申しますか、そこなう点もたくさん出てくるので、そういう意味から民有林については予定計画どおりになかなか進まないという事情も、午前中の質疑によつてわかつたわけでありまして、同時にわれわれよく陳情を受けた、あるいは御一緒にお願いする問題があるのは、消極的な面からいっての解除の問題であります。保安林を解除してほしいというところが、たまたまわれわれの県ではよくあるわけでございまして、その解除の問題について、従来編入と同時に解除もやつておられるのかどうか。整備計画で、もちろん整備充実せねばなりませんけれども、解除もあつてやつておられるのかどうかということ、それから解除をもしおやりになる場合は、何か一定の基準と申しますか、標準といひますかそういうものによつて解除をやられるのかどうか、その辺の事情をちょっと伺ひたいと思います。

○政府委員(田中重五君) 保安林の解除につきましては、これは現在の段階といたしましては、その必要性の程度に應じて解除をいたしております。それはその保安林の所在する地元の利害關係者からの申請に基づきましてこの事態を十分に調査をいたしまして、たとえばその保安林によるその被害防止の必要性が、その保安林設定當時に比ばまして解消をしておるか、あるいはまた、その他特に公益上の必要なる理由が出てきたとかいう場合に解除するわけでございまして、なおその場合におきましても十分な保安施設事業、そういうものをその解除された保安林の所有者に指定することにによりまして、解除のあとの万全を期するといふふうにしております。

○仲原善一君 ただいま御質問申し上げた中で、実績どれくらい解除した実例があるか、面積なんかわかりますか。

○政府委員(田中重五君) 昭和三十一年度におきます解除の実績といたしましては、国有林におきまして二千ヘクタール、それから民有林におきまして五千ヘクタール、合わせて七千ヘクタールの程度でございまして。

○仲原善一君 ただいまの御説明で、妥当な理由のある場合には解除もできるといふことがわかりましたので、私の質問はこの程度にしておきます。

○渡辺勘吉君 資料をひとつ要求します。今度の改正案は、水資源の急速な需要の増加に對して水資源涵養保安林の積極的な整備ということが中心でありまして、その内容を具体的にお願いします。その資料を提出願ひたいと思ひます。この法律は、昭和二十八年の大災害を契機として、治山治水対策協議会で策定された治山治水基本対策綱領がスタートを切つておるよう理解しておるのですが、これは印刷したものがあるのでしょうか。あれば、私どももぜひのしるうとだから、そういう歴史的な資料をまず見ないといふからめですが、それを資料としていただけるかどうか。あさつてまでで

いいです、いいですか。

○政府委員(田中重五君) 提出いたしました。

○渡辺勘吉君 全部ですよ。その後三十一—三十五年にわたる経済自立五カ年計画に基づいて治山治水五カ年計画といふものが立てられました。この五カ年計画の内容も資料として提出を願ひたい。そして三十三年からは新長期経済計画に即応して立案された林業の長期計画の一環として治山事業十カ年計画が策定されました。その治山事業十カ年計画の資料をいただきたい。第四点は、その後治山治水の計画的推進が主張されて、三十五年三月三十一日に法律第二十一号で治山治水緊急措置法が制定されて治山治水十カ年計画、三十五年から四十四年が策定されたのですが、それは私の知るところでは、所得倍増計画に織り込まれておる。きわめて大事な治山治水十カ年計画だと思ふのです。これも金額的に前期五年、後期五年というふうに出ているやうですけれども、これを治山治水の特に治山については面積にこれを一応算定したものをつけ加えて出したい。これは、森林法による全国森林計画というものがまた別に立てられておる、これは三十八年から四十七年まで。この全国森林計画の資料もいただきたい。

それから、あとは少く具体的内容に入つた資料ですが、総体の山林面積に占める保安林の割合、これの三十八年度末の見込みを入れた資料としては、三十八年はまだ見込みでもいいですが、その都道府県別の割合、それからこの法律で十カ年を目途としていふ言つたように水資源の涵養保安林を

中心として国土保全とともに長期計画を立てるわけですが、その展望は、一、山林総体の中の保全林としては各都道府県別に何%になるのかそういう一つの比率だけでけっこうですが、そういうものがあるなら、それもお出しを願いたい。それからなお小さい問題ですけども、保安林の施設違反の件数をひとつ資料としてお出しを願いたい。それからこれは、いまのやつは二十九年からずっと最近年度までをいただきたい。それから荒廃していくところの山林がある。これの二十九年度から最近までの年度別のデータをいただきたい。以上が特に林野庁にお願いをしたい資料であります。それは出していただけましょうか、どうでしょうか。

○政府委員(田中重五君) 提出いたします。

○渡辺勘吉君 あとはきよは出ておりませんが、あさって私が質問をする上で、これは委員長から科学技術庁に要求してもらいたいのですが、出席も要求するわけですが、それは三十六年の三月二十二日に資源調査会の第十九号に日本の資源の問題というのが出ておいて、その第二編に水資源というものがあつたわけですが、この水資源の第二編部分だけをひとつ資料として提出を願いたいと思つております。それは科学技術庁です。それから科学技術庁では治水治水に関する防災の問題で森林の水涵養機能の立場から、河川の河道の変遷なり、流域の土地条件なり、水害地形の点について一河川ごとに三カ年かけて結論が出ておるようでありまして、その出た結論の資料を出していただきたい。それから水資源の開発方針

について総合開発の立場から一つの、熊野川なり琵琶湖なりについての結論が出ておるようでありまして、これも資料としてお出しを願いたい。それから経済企画庁もあさって呼んでおりますが、その質問の資料として、水資源開発促進法が制定されておるのであります。利根川水系なり淀川水系なりについて所得増進計画に伴うところの水需要に対処してきておるようですが、そのデータと、他の水系についてはこの開発促進法に對してどう対処しているかのデータを経済企画庁から出しの上あさって質問の資料にしたい。以上であります。

○政府委員(田中重五君) いま御提出申し上げると申し上げました中で、これから将来に對する新しい十カ年計画の中で、都道府県別にその保安林がどういう面積あるいは比率を占めるかという点につきましては、ちよつと、ことし予算をもつていろいろ検討していくことでもございまして、都道府県別の内訳はちよつと困難かと考へております。将来に向かつての計画は都道府県別にはございせん。

○渡辺勘吉君 大きい地域別にはわかりますか。東北地方……

○政府委員(田中重五君) ちよつと困難のようであります。

○渡辺勘吉君 むずかしいのを頼んでみましょうが……。じゃ、いままでの実績はわかりすね。

○政府委員(田中重五君) はい。

○渡辺勘吉君 それじゃ、それだけにとどめましょう。ないものはしょうがないから……。

○高山恒雄君 私も資料をひとつ……。この水の需要の動向に即した水源の涵

養保安林をやるうとしておられるわけですが、それを私も、地域別でもいいですから、地域別でもかまいませんから、その需要が一体どういう方向に來ておるのか、その資料がなければこれはできぬことだと思つていますが、それはできますか。

○政府委員(田中重五君) 水の需要でございすね。

○高山恒雄君 水の需要、地域別の大體わかりすか。

○説明員(森田進君) 実はこの法律が延長いたしましたならば、三十九年度におきまして全国を二百十六の流域に細分いたしました。その流域ごとに水の需要量とそれから林地から、森林から供給できます水の供給量を調査いたしたいと考へておりました。これは各都道府県に調査を委託いたしました。各都道府県の段階におきまして現在可能な限りの、できるだけ長期の、私どもはできますならば昭和四十五年度ないし五十年度の水の需要量を、そういう地域ごとに調査いたしたいのでございまして、各県が調査可能な資料に基づきまして調査いたすことにいたしておるわけでございます。したがって、地域別にいま将来の水の需要量を資料として提出いたしますのは無理かと存じます。

○高山恒雄君 無理なことですか。まだできていないということですか。

○説明員(森田進君) はあ。

○高山恒雄君 じゃ、もう一つ。しかば大阪ですね、大阪府、それから、京都、滋賀、琵琶湖を中心とした水源の状態くらいは出るでしょう。いまこれは三県で協議しているはずですね。それで、琵琶湖のいわゆる周囲は、国

有林と民有林と、どういうふうな保安状態になつておるのか。この資料を出してもらいたいと思つております。これはもう目下急務の問題で相当検討しているはずですがね。これは、できますか。

○説明員(森田進君) 琵琶湖に關係いたしました保安林の、国有林、民有林別の配備状況は、資料として提出いたします。

○高山恒雄君 それも一つ資料として出してもらうことと、京都と大阪と滋賀の水の需要はわかつておるでしょう。これは緊急の問題で、相当前から協議してやつておるのですから。あなたのほうにその資料がないというのはおかしいのだが……。京都でも大阪でも滋賀でも相当、これは三県合同の委員会を設置して、一体将来の水をどうするか、その中には保安林の管理が十分でないという点が一項入つておると思つております。あれば資料を出してもらいた。

○梶原茂喜君 いまの資料は経済企画庁にあつて出ているのではないでしようか。農林省と打ち合わせ願つてできるだけお出し願うことにしては……。

○説明員(森田進君) そういうふうにいたしたいと思つております。

○委員長(青田源太郎君) それじゃ企画庁によく相談して、いま要求された資料は、できたものからあすじゅうに出して下さい。

○政府委員(田中重五君) 承知いたしました。

○委員長(青田源太郎君) 本会はこの午後二時五十三分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時肥料需給法等の失効に伴う肥料新法制定に関する請願(第一六七九号)

第一六七九号 昭和三十九年四月四日受理

臨時肥料需給安定法等の失効に伴う肥料新法制定に関する請願(二通)

請願者 新潟市東中通一番町八六新潟県経済農業協同組合連合会会長 仲川寅造外三十一名

紹介議員 小柳 牧衛君

農業に用いる重要な生産資材の需給の安定及び価格形成に不可欠である肥料新法を早急に制定されたい。特にその内容に左記事項を明記されたいとの請願。

一、内需の確保について政府が介入できる措置をとると共に、輸出についても個別承認の方法を採用すること。

二、価格決定について、政府は必要な資料の提示と、また、立入り検査ができる体制を確保すること。

三、不測の事態に對処するため政府が生産命令を出せるよう配慮すること。

臨時肥料需給安定法等の肥料二法が昭和二十九年、五箇年の時限法として制定され、その後、再々延長された経過からみて、その意義は大きく、これが廃止されると、価格の不安定、需給の混乱を生ずるおそれがあり、農業生産の将来に大きな過根を残すやも測り難い。

昭和三十九年四月三十日印刷

昭和三十九年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局